

## 相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る

### 公募型プロポーザル募集要項

#### 1 趣旨

相良村では、令和2年7月豪雨災害を受け策定した「相良村復興計画」及び「相良村復興むらづくり計画」に基づき、川辺川の魅力を村内外に発信し、川辺川を中心とした周辺環境・地域資源を活かした地域活性化・関係交流人口の増加につなげるため、「川辺川魅力創造事業基本計画」を令和6年4月に策定した。

当計画では、川辺川の魅力を村内外に発信し、川辺川を中心とした周辺自然環境を活かした取組みを令和2年7月豪雨からの復興を後押しする地域活性化事業として展開することとし、川及び自然を直接的に楽しむ、鮎ヤナ場、キャンプ場等の体験型施設や、川辺川のみならず相良村の魅力を発信し、村内外の人が交流できる拠点施設を整備することとしている。

このことから、川辺川を核とした持続可能な拠点づくりを目指し、村民が地域のシンボルとして誇れる建物、かつ相良村廻り地区の村民が日ごろから気軽に使える身近な施設として、また交流人口を増やす施設とするため、本要項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

なお、このプロポーザルは、後世に残る文化的資産の創造と地域の活性化を目指して熊本県が推進している「くまもとアートポリス」の参加事業として実施する。

#### 2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る公募型プロポーザル
- (2) 方法 公募型プロポーザル
- (3) 主催 熊本県、相良村
- (4) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (5) スケジュール

令和6年	7月 4日（木）	要項発表・応募受付開始
	7月 4日（木）～8月28日（水）	要項配布
	7月15日（月）～7月28日（日）	質疑受付
	7月22日（月）	現地見学会
	8月 1日（木）（予定）	質疑回答
	8月28日（水）	応募締切
	9月 3日（火）	一次審査（非公開）
	9月29日（日）	二次審査（公開）

#### 3 審査員

- 審査員長 伊東豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
- 審査員 吉松啓一（相良村長）
- 田中尚人（相良村魅力創造会議委員長、熊本大学大学院准教授）
- 桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
- 末廣香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学教授）
- 曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）

#### 4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募者（共同応募の場合は代表者に限る。以下同じ。）は一級建築士であり、かつ総括責

任者として従事すること。

- ② 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であること。
- ③ 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、平成26年（2014年）4月1日から令和6年（2024年）6月30日までの間に、延べ床面積100㎡以上の公共建築の基本設計又は実施設計の実務経験（令和6年（2024年）6月30日までに業務完了したものに限る。）があること。
- ④ 提出する応募書類等は、応募者1者につき1提案とし、共同応募者が複数の応募者の共同応募者になることや、自ら応募者となることはできないものとする。  
但し、協力事務所としての重複参加は妨げない。  
なお、以下の者は、応募資格がないものとする。
  - ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
  - ・ 審査員及びその家族
  - ・ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
  - ・ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
  - ・ 主催者の職員で、今回のプロポーザルに関係する者

## 5 審査の方法

審査は、次のとおりとする。

### （1）一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進む5者程度を特定する。

なお、一次審査では、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

- ① 応募者及び担当チームの能力・実績（業務経歴等）
  - ・ 業務実績、技術者の数、有資格者の数
- ② 技術提案書の内容
  - ・ 実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性

### （2）二次審査（技術提案に対するヒアリング）

二次審査は、次のとおりとする。

- ① 日程 令和6年9月29日（日）正午から午後5時30分（予定）
- ② 会場 相良村総合体育館 1階研修室（予定）  
（所在地：球磨郡相良村深水2493-1）
- ③ 審査方法 公開審査とし、提案内容のプレゼンテーションと審査員からのヒアリングにより、提案内容の妥当性・的確性・独創性・実現性を確認し、応募者の資質、担当チームの体制等総合的に評価したうえで、当該プロジェクトにふさわしい設計者を選定する。

なお、詳細については、後日、本県のホームページで公表する。

## 6 要項配布

応募に係る資料は、本県のホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードすること。

## 7 質疑応答

- (1) 応募資格を有する応募予定者が質疑できることとし、電子メールでのみ受け付ける。電話、ファックスでの質疑は一切受け付けない。質疑のある者は、質問書（第1号様式）に記載のうえ、令和6年7月28日（日）までにくまもとアートポリス事務局（以下「事務局」）まで提出すること。なお、質疑者へ受信確認の電子メールを返信する。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せたうえで、一括して質疑回答書としてまとめ、令和6年8月1日（木）（予定）までに本県のホームページで公表する。

## 8 現地見学会

現地見学会への参加を希望する者は、以下により事前に事務局へ別紙見学会申込書を提出すること。ただし、現地見学会の際には質疑は受け付けない。

見学会：令和6年7月22日（月）午後2時～

申込期限：令和6年7月18日（木）午後5時

なお、指定区域以外に無断で立入る等の問題を起こした者は、本プロポーザルに関する提案書の提出を拒否する場合がある。

## 9 提出書類等

応募者は、別添「相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計（プロポーザル）作成要領」に従い、技術者等の体制、過去の実績、計画の提案等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 別紙提出書（第2号様式）及び様式1～様式4
- ② 提出部数 10部
- ③ 提出期限 令和6年8月28日（水）午後5時（必着）
- ④ 提出方法 郵送（書留郵便）、宅配便又は持参

## 10 審査結果等の公表

- (1) 一次審査の結果は、一次審査通過者に速やかに通知するとともに、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (2) 二次審査の結果は、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 11 提出書類等の取り扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、提案内容の展示、複製の作成、ホームページへの掲載、記録誌の作成など、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は、主催者が所有するものとする。

## 12 設計業務の委託

- (1) 相良村は、選定された者に相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設に係る設計業務を委託するものとし、委託内容は、プロポーザル内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。
- (2) 業務委託の条件は、次項に定めるものとする。
- (3) 業務委託料は、令和6年国土交通省告示第8号に準拠した相良村の基準に基づき算定し、相良村が定めた予算額の範囲内とする。
- (4) 建築設計を委託する範囲は、交流拠点施設とし、土木設計（造成工事、公園整備、駐車場等）については、別途、土木設計に実施設計を委託する。なお、土木設計と連携を取りなが

ら設計を行うこと。

### 13 設計業務委託の受託要件

今回の設計、積算及び工事監理を円滑に実施できるよう、プロポーザルにより選定された者に県内建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき熊本県知事の登録を受けた事務所）が含まれない場合は、別途、選定された県内建築士事務所と共同企業体（JV）を組むこととする。

また、その共同企業体では代表者を定めることとする。

なお、各構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割りの10分の6以上（2者の場合30%以上、3者の場合20%以上）であるものとするとともに、その比率に応じて業務割合が概ね均等割りになるよう努めることとする。ただし、その割合は各々での協議により決定するものとする。

### 14 計画の条件等

別添「相良村川辺川魅力創造事業・交流拠点施設設計に係る仕様書」による。

### 15 その他

- (1) 本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。
- (3) プロポーザルの応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。但し、一次審査通過者には、二次審査（公開審査）のための経費を一部支払うこととする。
- (4) 提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
  - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
  - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの
  - ⑦ その他主催者又は審査員が不適格と認めたもの
- (5) 提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気など特別な事情がある場合を除き、変更することはできない。ただし、選定された県内建築士事務所と共同企業体を組む際の配置替えは可とする。

### 16 事務局、問合せ先

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話：096-333-2537 FAX：096-384-9820

E-mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp

HP：https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/85889.html

なお、本プロポーザルで必要な情報提供は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/208131.html>